大阪府浄化槽管理士に対する講習会の実施事業者の指定に関する要綱

**第1章　総則**

（趣旨）

1. この要綱は、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年大阪府規則第五十三号。以下「規則」という。）第十二条第二項第二号の規定に基づき知事が指定する講習会（以下「講習会」という。）を実施する事業者に関し、必要な事項を定める。

（講習会の内容及び課程等）

1. 講習会は、講義により行うものとし、その実施にあたっては、必要な知識の習得がなされるよう適切な方法により行うこと。

２　講習会の履修確認については、講習修了者の質の担保を図る観点から、厳正に行われること。

**第2章　事業者の指定等**

（指定）

1. 第一条に定める講習会を実施する事業者の指定は、講習会を行おうとする者（以下「申請者」という。）の申請により行うものとする。

２　事業者の指定は、原則として年度ごとに行うものとする。

３　知事は、申請書を審査の上、指定の決定をしたときは申請者に通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。

４　知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができるものとする。

（指定の要件）

1. 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件をすべて満たすときに限り、事業者として指定する。
2. 申請者が（公益・一般）社団法人又は（公益・一般）財団法人等、非営利法人であること。
3. 講習会の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。
4. 事業の安定的運営に必要な財政基盤を有していること。また、講習会に係る経理と他の事業の経理が明確に区分され、決算書類等事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
5. 申請者が、規則第十二条第一項に定める講習会と同等以上の知識及び技能の習得ができると認められる講習会の実施ができること。
6. 申請者は、浄化槽法第四十五条第一項第二号の規定による指定を受けた者、または、浄化槽法第五十七条の規定による指定を受けた者であること。
7. 講習会が大阪府内で実施されること。
8. 申請者が講習会に係る事務を行う事務所が大阪府内に設置されていること。
9. 毎事業年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに一回以上講習会を実施できる体制を整えていること。
10. 講習会の各科目を担当する適切な講師を選任できること。

十　前各号に定めるもののほか、知事が別に定める要件を満たしていること。

２　知事は前項の規定にかかわらず、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。

1. 申請者がその役員の構成又はその行う講習に関する業務（以下「講習業務」という。）以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあるとき。
2. 申請者が、浄化槽法及び大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
3. 申請者が、指定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者であるとき。
4. 申請者の役員のうち、第二号に該当する者があるとき。

　（指定の申請）

1. 第三条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、講習会を開催する日の六十日前までに、知事に提出しなければならない。
2. 申請者の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地
3. 講習会を実施しようとする年月日
4. 講習会場の名称及び所在地
5. 講習会の科目及び時間数
6. 講師の氏名、担当科目及び略歴
7. 受講料
8. 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 定款又は寄附行為その他の基本約款
2. 登記事項証明書
3. 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
4. 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書
5. 役員の氏名及び経歴を記載した書類
6. その他参考となる事項を記載した書類

　（変更申請）

1. 申請者は、前条の申請内容に変更が生じるときは、次に掲げる事項を記載した変更申請書を知事に提出しなければならない。
2. 変更しようとする事項
3. 変更しようとする年月日
4. 変更の理由

**第3章　講習会事業**

　（講習会運営計画）

1. 事業者は、講習会実施前に、講習会の実施に関する運営計画（以下「講習会運営計画」という。）を策定し、知事に提出しなければならない。

２　講習会運営計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

1. 講習会を行う時間、場所及び方法に関する事項
2. 受講料の額及び収納の方法に関する事項
3. 講習会に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
4. その他講習会の実施に関し必要な事項

３　知事は、第一項の講習会運営計画が講習会の適正かつ確実な実施において不適当と認めるときは、事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（修了証書の交付）

1. 事業者は、受講者のうち講習会の全過程を履修した者に対し、修了証書を交付しなければならない。

（帳簿の備付け等）

1. 事業者は、帳簿を備え付け、これに講習業務に関する事項を記載し、講習会実施後五年間保存しなければならない。

2　前項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 実施年月日
2. 実施場所
3. 受講者の氏名、住所及び現に有している浄化槽管理士免状交付番号、所属する浄化槽保守点検業者名称及び所在地、修了証書交付年月日、修了証書交付番号を記載した受講者台帳
4. 講師選任に関する書類
5. その他講習に関する書類

（講習会の実施結果の報告）

1. 事業者は、講習会を実施したときは、三月以内に次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。
2. 実施年月日
3. 実施場所
4. 受講申込者数
5. 受講者数
6. 修了者数

２　前項の報告書には、前条第二項第三号に規定する受講者台帳及び収支決算書を添付しなければならない。

（講習業務の休廃止の承認申請）

1. 事業者は、知事の承認を受けなければ、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

２　事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

1. 休止し、又は廃止しようとする講習業務の範囲
2. 休止又は廃止の理由

**第4章　指導・勧告・命令等**

（助言、指導等）

1. 知事は、講習が健全かつ円滑に実施されるように、事業者に対して必要な助言及び指導を行うことができる。

（報告徴収、改善指導）

1. 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、講習に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、説明を聴取するなど所要の調査を行うことができる。

２　知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所等に立ち入り、関係者に対し質問等を行うとともに、講習全般に関する書類や設備、教材等について実地検査をすることができる。

３　事業者は、前二項に定める知事の求めに対し、誠実に対応しなければならない。

４　知事は第二項の実地検査の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、改善指導を行うものとし、事業者は指導を受けた事項について速やかに改善を行うとともに、その結果を報告するものとする。

（勧告、命令）

1. 知事は、当該事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し改善すべきことを勧告することができる。
2. 前条第四項の改善指導に従わなかったとき。
3. 第四条第一項の要件を満たしていないとき。

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

**第5章　指定の取消し**

（指定の取消し等）

1. 知事は、事業者が第四条第二項各号（第三号及び第四号除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

２　知事は、事業者が講習会の実施に関し、著しく不正な行為があった場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

**第6章　その他**

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は令和二年十月五日から施行する。